

第1回横浜弁護士会市民会議議事概要

(平成26年7月23日 午前10時—午前11時30分)

1. 小野毅会長挨拶

市民会議の趣旨説明と各委員からの忌憚ない意見を要請した。

2. 議長・副議長の選任

出席者自己紹介の後、議長に池田龍彦委員、副議長に佐藤奇平委員を選任した。

3. テーマ「横浜弁護士会の広報のあり方」について

岩田武司副会長（組織・活動紹介パンフレット、会長声明、記者会見）、狩倉博之広報推進委員会副委員長（ホームページ、同アクセス解析状況レポート、法律相談センターパンフレット、同マスコットキャラクター「みみん」「のるん」関連グッズ）、二川裕之広報推進委員会副委員長（人権擁護活動紹介パンフレット「横浜弁護士会とは？」、横浜弁護士会新聞）の資料説明に続き、委員による意見交換がなされた。

各委員の主な意見は下記のとおり。

吉田委員：市民サービスに関する広報のあり方と、認知度向上のための広報のあり方は、少し変わってくるものと思います。例えば、各種給付金についての情報提供は、市民全員が読む媒体で徹底的に行う必要がありますし、そのような必要のない情報もあるでしょう。広報の方法についての戦略を間違えるとお金や人件費の無駄遣いになるので気をつけなければいけないと思います。

横浜弁護士会については、横浜弁護士会新聞は弁護士会の内部向けの資料であるのに対し、「法律相談のご案内」のパンフレットは市民・県民が全員持ってもよいと思います。ただ、ピンクの「横浜弁護士会とは？」のパンフレットは、位置づけが一番あいまいな気がします。

パンフレット類を市役所や出張所の窓口においてほしいという依頼があれば、積極的に協力したいと思います。認知度の向上という意味では、図書館で市民相談ができないかと考えています。そうすれば、法律相談を受けた後図書館の蔵書にあたっているところを調べる、ということも考えられるでしょう。その場合、例えば横須賀市と共同記者会見をしてトライアルをしてみると認知度が上がるのではないのでしょうか。

柿本委員：「法律相談のご案内」というパンフレットは、時間と料金が書いてあるので、とても助かると思います。

横浜弁護士会については、メディアがあまり活用されていないのでは、と感じています。私のフェイスブックには若手の弁護士さん達の団体から毎日のように情報が入ってきます。憲法カフェなど一般市民向けのイベントについての情報もあり、弁護士の存在を身近に感じています。その団体のメンバーがラジオに出演したことがあります。

すが、そのときには知り合いにも声をかけ、誘い合わせて聞きました。何かそういうものがあると、少し年齢が低い人たちにも届くのかなと思いました。

さきほどの説明を聞いて、弁護士会が多彩な活動をしているということに驚くとともに安心しましたが、これまでそのようなことはよく知りませんでした。

塚原委員：私どもも、いかに商工会議所の会員を増やすか、そのためには商工会議所をいかにアピールするかという弁護士会と似たような悩みを抱えています。以前、「弁護士や税理士などの士業のネットワークをつくろう」という企画で士業の交流会を開催したところ大変好評で、それを機に会員が増えた、ということがありました。そこで学習したのは、会員に対していかにヒットする事業をするか、またそれをいかにPRするか、ということです。「会員の増やし方をこういうふうにしたらこうなりました。だからこういう組織にしました。」というように、具体的にアピールするストーリー仕立てで新聞記者に説明して記事にしてもらったところ、今度は他の団体からの問い合わせが増えたということがありました。

また、広報のターゲットをどういうところに置くのかが重要だと思います。

金井委員：弁護士は、テレビドラマなどでは「企業の味方」「金持ちの味方」など「悪者」として描写されることが多いように思います。そのような中、最低賃金引き上げに関する会長声明や労働法制改悪に対する取り組みなどの実際の姿を見ると、だいぶ印象が違います。携わらないと分からないというのが、もしかしたらつらいところなのかなと感じました。

佐藤副議長：いわゆる「司法マター」は敷居が高いという印象があります。弁護士へ取材するときも少しかしこまってしまうところがあります。裁判に関する原稿は担当者以外が書こうとするのは難しいのが現状ですが、これらは、それだけ弁護士との日々の接点が少ないことによるものではないかと思います。

ホームページへの検索キーワードランキングで相談が下の方にあるのは、日頃弁護士と市民との接点がなく、相談したいときにすぐ身近にいないということで、弁護士はどちらかというところ「圧力をかけてくる存在」というのが市民の認識なのかなと思います。このあたりの溝をどうやって埋めていくのかが課題なのだろうと思います。

池田議長：困ったことがないと弁護士と接点がないというのは、アメリカと日本の違いかもしれないですね。アメリカは訴訟社会だから自分の知り合いの弁護士が常にお医者さんのようにいます。日本でも法科大学院で3千人体制という方向を打ち出したけれど、全然そうになっていないですね。そういう中で広報をやるのは結構大変ではないかなと思います。

柿本委員：例えば、PC遠隔操作事件などを見ると、誤って逮捕された人たちは「自白」してしまっているんですね。そのようなときに、どうやって助けを求めればいいのか、個人的にすごく気になっています。接見1回は無料という当番弁護士制度の広報は、もっと必要なように思います。

また、NHKのテレビやラジオで無料相談の情報を流すと、相談件数が増えると思

きます。相談したいと思っている人は、一定数いるのではないのでしょうか。

吉田委員：一般市民は、法的なトラブルで、できれば弁護士とかかわりたくないと思っていますので、塚原委員の話にもあったように、どこに広報のターゲットを置くのかはすごく大事だと思います。本当に必要な人に届くように、この媒体はこのターゲットに、あの媒体はあのターゲットに、というようにしっかりと見極めていくことが必要ではないのでしょうか。

早川委員：良い病院や良い医師は比較的見つけやすいように思いますが、良い弁護士が探しやすくなってほしいと思います。たしかに弁護士の専門領域はあまり宣伝できないでしょうから不利な点がありますが、日常的に市民とつきあう関係が作れば少し違ってくると思います。どういう形で、日常的に市民とつきあう場を作れるのかということが大事だと思います。

佐藤副議長：「神奈川司法計画2013」を拝見すると、家裁の充実ということが挙げられており、例えば裁判所を利用した離婚事件は全体の1割に満たないとされています。しかし、これは司法制度を知らないということよりも「お金がかかる」ということがハードルになっているのではないのでしょうか。離婚の着手金は20～30万円とのことですが、これは一般労働者の1か月分の手取り金以上に相当する金額です。

です。相談場所を積極的に広報するのと同時に、もう少し弁護士費用の最初の着手金の部分だけでも下げるなどして、もう少し相談しやすい料金設定にすることもご検討いただきたいなと思いました。30分5千円という法律相談料も市民からするとかなり高いのだろうなと思います。

塚原委員：いろいろな無料相談がもっと身近にあると良いのではないのでしょうか。弁護士も、町医者のように気軽に相談できるシステムがあると良いのでは。

池田議長：先ほどの離婚の例でもそうですが、弁護士が双方につくわけですね。そうすると、片方の立場からすると、相手の弁護士は何だ、という話にお互いになるわけです。そのような弁護士の立場というのを、どのように市民に正確に伝えるのかというところがなかなか難しいように感じます。

吉田委員：弁護士会は、会長が頻繁に替わるという印象があります。安定政権というのはないのでしょうか（笑）。広報は、長期間にわたって戦略的にやるものですので、継続性をどう保つかも考える必要があるように思います。

4. その他

議事内容の公開については議事概要とし、正副議長一任とする。

第2回市民会議は、平成26年10月27日午前10時～12時とする。